

# 雇用調整助成金



## 個別相談会を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内企業等を対象に、雇用調整助成金の申請を支援するため、山梨県社会保険労務士会と連携し、無料の個別相談会を開催します。

**日時・会場** 令和2年5月20日(水)から6月30日(火)  
9時から16時 1事業主あたり1時間程度

### 5月

日曜日	20 水	21 木	22 金
会場	オープン スクエア	西八代	富士吉田

25 月	26 火	27 水	28 木	29 金
東山梨	南都留	東八代	南巨摩	北巨摩

### 6月

1 月	2 火	3 水	4 木	5 金
西八代	風土記	東山梨	北巨摩	富士吉田

8 月	9 火	10 水	11 木	12 金
南都留	東山梨	風土記	北巨摩	南巨摩

15 月	16 火	17 水	18 木	19 金
西八代	東山梨	富士吉田	風土記	北巨摩

22 月	23 火	24 水	25 木	26 金
南都留	東山梨	西八代	北巨摩	風土記

29 月	30 火
北巨摩	風土記

会場の詳細はこちら

- オープンスクエア**：山梨県庁防災新館1階  
(甲府市丸の内一丁目6-1)
- 風土記**：風土記の丘研修センター  
(甲府市下向山町1271)
- 東山梨**：東山梨合同庁舎  
(甲州市塩山上塩後1239-1)
- 東八代**：東八代合同庁舎  
(笛吹市石和町広瀬785)
- 西八代**：西八代合同庁舎  
(西八代郡市川三郷町高田111-1)
- 南巨摩**：南巨摩合同庁舎  
(南巨摩郡富士川町鯉沢771-2)
- 北巨摩**：北巨摩合同庁舎  
(韮崎市本町四丁目2-4)
- 南都留**：南都留合同庁舎  
(都留市田原二丁目13-43)
- 富士吉田**：富士吉田合同庁舎  
(富士吉田市上吉田一丁目2-5)



申請書の記載方法や添付書類の作成方法などについて相談に応じます

### 申込方法

#### 完全事前予約制

裏面の用紙に記載し、FAXでお申し込みいただくか、  
裏面用紙の内容をメールに記載のうえお申し込みください  
※希望者多数の場合は、先着順とさせていただきます

FAX : 055-223-1564

メール : rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

送付先 : 山梨県 産業労働部 労政雇用課 労政担当 行

## 雇用調整助成金相談会 お申し込み票

事業所名 ※1			
所在地			
ご担当者様	役職	氏名	
ご連絡先 ※2	電話	FAX	
	メールアドレス		
相談希望日 ※3	第1希望	月	日
	第2希望	月	日
	第3希望	月	日

※1 従業員に休業手当を支払い、雇用調整助成金の申請を行う事業主の方が対象です。

※2 日時決定後、FAXまたはメールでご連絡いたします。

※3 先着順のため、ご希望に添えない場合があります。お時間の指定はできません。

お申し込み状況は、随時、山梨県労政雇用課ホームページに掲載いたします。

労政雇用課ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

<併せてご活用ください>

○ 雇用調整助成金関係のコールセンター 0120-60-3999

○ 厚生労働省のホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

雇用調整助成金のガイドラインや申請方法の動画などが掲載されています。

<感染症対策にご協力ください>

○ ご参加は一事業主あたり2名までとしてください。

○ 発熱など、体調が悪い場合はご参加いただけません。

○ マスクを着用してご来場ください。



# 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

令和2年度第二次補正予算案 7,717億円

■ 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2 / 3 (中小) 1 / 2 (大企業)	休業の助成率：4 / 5 (中小) 2 / 3 (大企業) ※ 解雇等を行わない場合： <u>10 / 10</u> (中小) 3 / 4 (大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は <b>15,000円</b>
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 (別枠扱い)
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和 (一斉でなくても可)
休業規模要件：1 / 20 (中小) 1 / 15 (大企業)	休業規模要件：1 / 40 (中小) 1 / 30 (大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率：2 / 3 (中小) 1 / 2 (大企業)	教育訓練の助成率：4 / 5 (中小) 2 / 3 (大企業) ※ 解雇等を行わない場合 <u>10 / 10</u> (中小) 3 / 4 (大企業) 加算額：2,400円 (中小) 1,800円 (大企業)
加算額：1,200円	加算額：2,400円 (中小) 1,800円 (大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件： <b>1か月以上1年以内</b>

※ 赤字部分が今般の追加拡充箇所